

久留米市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浸水被害の軽減に対する市民意識の向上及び啓発を図るとともに、市民と協働した安全・安心なまちづくりに資することを目的として、市内で雨水流出抑制施設を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となる雨水流出抑制施設は、雨水貯留タンク（雨水を貯留するために作られ一般に販売されている既製品に限る。）であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 直接雨樋から接続し、耐久性のあるもの
- (2) 蓋付きで、雨水以外のものを流入させないもの
- (3) 容量が100リットル以上のもの

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に雨水流出抑制施設を設置する建物の所有者又は賃借人（国、地方公共団体、特殊法人又はこれらに準ずる団体を除く。）であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 建物等を借りている者にあっては、補助対象施設の設置について当該建物等及びその土地の所有者の承諾が得られる者
- (2) この要綱により、既に同一の建物において、補助対象施設を設置して補助金の交付を受けたことがない者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の補助額において千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請手続)

第5条 申請者は、施工前に補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて企業管理者に申請しなければならない。

- (1) 雨水流出抑制施設配置図（設置箇所位置図）
- (2) 雨水流出抑制施設構造図（施設カタログ、写真等）
- (3) 見積書等
- (4) 承諾書（第3条第1号に該当する者に限る。）

（補助金交付の決定通知）

第6条 企業管理者は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し、速やかに補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 企業管理者は前項の補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（申請事項の変更申請）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、第5条に規定する申請事項を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（第3号様式）を、企業管理者に提出して承認を受けなければならない。

（申請事項の変更承認）

第8条 企業管理者は、交付決定者から前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金等交付変更承認通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 企業管理者は前項の補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

（実績報告書の提出）

第9条 補助金交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助金交付申請した当該年度内に、企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 設置完了後の写真

（補助金の確定）

第10条 企業管理者は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは、補助金確定通知書（第6号様式）により、交付決定者に速やかに通知する。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第11条 企業管理者は、交付決定者又は補助金の確定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 提出書類の記載内容に偽りがあったとき。

(2) 不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(所有者または使用者の責務)

第12条 補助対象施設の所有者又は使用者は、当該補助対象施設の機能を常に良好な状態で保持するため、適切な維持管理をしなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 5年 6月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助基準

施 設	補助対象経費	補助額
雨水貯留タンク （但し、容量は 100ℓ以上と する。	雨水貯留タンクの 購入価格（タンク本 体価格と、タンク本 体と雨樋を接続す るために必要なパ イプ等の費用並び に消費税及び地方 消費税を含み、配送 費用を除く。）と設 置費用の合計額	1. 対象経費の2分の1に相 当する額 2. 上限額 100ℓ以上400ℓ未満 30,000円 400ℓ以上 150,000円